

系統用蓄電池開発の許認可、再エネ開発との違いに注意

いぬい国際法律事務所・乾弁護士に聞く

活発な開発が行われている系統用蓄電池。開発にあたっては土地の取得や許認可を筆頭に様々な法的ポイントがあり、再生可能エネルギー発電所との共通点も多い一方、注意しなければならない点もあると、乾由布子弁護士は指摘する。オリック東京法律事務所で再エネ開発に係る法務に長年関わり、2025年1月に独立して「いぬい国際法律事務所」を立ち上げた乾弁護士に、最近の依頼状況や注意ポイントを聞いた。

—再エネとの関わりは

乾 固定価格買取制度(FIT)開始を受け、国内で再エネ発電所の開発が活性化しましたが、出発点となる土地の権利取得や許認可から弁護士の仕事があります。不動産ファイナンスを得意としていた私も当時から関わっており、デューデリジェンス実績はカウントし始めた2014年から風力で32件・約240万kW、太陽光で58件・約180万kW、系統用蓄電池で10件・60万kWほどあります。2025年1月に独立し、事務所を設立しました。

—最近の依頼の状況は

乾 今も再エネ分野の仕事がほぼ100%で、今年はデューデリジェンスの仕事が10件あり、うち9件は系統用蓄電池と、蓄電池案件のご相談が集中している状況です。DD以外のご相談も含めると、約半数が蓄電池、3割が風力、2割が太陽光といった感覚です。

弊所の所属弁護士は私一人ですので、電話やメールでご相談があれば多くの場合その場で回答ができる、機動性の高さは強みです。また、再エネ分野に集中して実績を積み上げてきたことも、国内の弁護士では少ないかと思います。

—実際のお仕事は

乾 大型案件だとリソースの関係で他事務所と協力する形になりますが、土地の取得や合弁を含む事業スキームの構築、許認可、ファイナンス、アセットの売買や売電契約など、基本的には一貫して担当できます。特に土地取得や許認可、ファイナンスは私の得意とするところです。

—系統用蓄電池に関する許認可の注意

ポイントは

乾 太陽光や風力と似たような開発行為で、感覚的にも7～8割ほど同一でしょうし、しかも土地面積が狭く簡単に見えますが、だからこそ違いに気を付けなければなりません。

例えば、都市計画法は、風力や太陽光の案件で問題になることはまずありませんが、系統用蓄電池の場合は事業の成否を左右する決定的な問題になります。また、騒音問題も注意すべき項目だと思います。この点でも、風力や太陽光では問題にすらならなかった条例が事業の実現を阻むおそれもあります。

また、蓄電池の場合には事業面積がコンパクトであることが多いですが、意外なことに、面積が小さいからこそ必要になる許認可もあります。風力や太陽光の案件は、規模的に電気事業法上の発電事業に該当する場合がほとんどですが、蓄電池の場合には、発電事業の規模に達しないケースも多いことも注意すべきポイントといえます。発電事業だからこそ免除されていた許認可が免除されないことになるからです。

こうしたケースは、再エネの開発に慣れている人ほど危険かもしれません。私自身も危うく見逃しそうになったことがあります。それぞれの許認可の要否や免除される要件を初心にかえて見直すべきでしょう。

—見落としを回避するためには

乾 再エネを得意とする、実績のある弁護士に相談するのがおすすめです。より制度変更をキャッチアップしていますし、過去の事例から最適な手段を提案で



乾弁護士

きます。例えば、類似事例において、他のクライアントは自治体とどのように交渉し、成功したのか、弁護士としてこう提案し、両者が納得できた、など守秘義務に気を付けつつも業界で共有できる話はたくさんあります。

私は2018年以来、許認可、プロジェクトファイナンス、用地取得のポイントなどをテーマとしたセミナーや講演を計91回実施してきました。こうした場では同業の方の入場を断るケースもみられますが、個人的にはウェルカムです。エネルギー分野における法務は単なる技術論ではなく、地域社会の合意形成や安全性、環境保全に直結する重要な領域です。許認可の仕組みや法的な留意点を弁護士を含め業界全体で体系的に共有することは、事業者の質の向上だけでなく、地域とのトラブル防止、環境負荷の最小化、安全で持続可能なプロジェクト形成にもつながります。私は、専門知識や経験を独占するのではなく、業界全体で共有し合うことで、持続可能なエネルギー社会の実現に寄与できればと考えております。